

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度 イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるか否か ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性 <p>四 (略)</p>	<p>第3章 供給計画の取りまとめ等</p> <p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む。)が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度 イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるか否か ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性 <p>四 (略)</p>
<p>第6章 設備形成</p> <p>(費用負担割合の決定)</p> <p>第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表5-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第6章 設備形成</p> <p>(費用負担割合の決定)</p> <p>第47条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、本機関は、別表6-1に掲げる例を踏まえた検討の上、法令及び費用負担ガイドラインその他の国が定める指針に基づき、広域系統整備の費用負担割合を決定する。</p> <p>2～4 (略)</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>第8章 需給状況の監視のための計画提出</p> <p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第145条 業務規程第109条に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げるところにより実施する。</p> <p>一 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合（但し、連系線を利用しない場合に限る。）整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。</p> <p>二 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>三 翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>四 1時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。</p>	<p>第8章 需給状況の監視のための計画提出</p> <p>(本機関による計画値の変更)</p> <p>第145条 業務規程第109条に定める本機関による計画値の変更は、次の各号に掲げるところにより実施する。</p> <p>一 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画と販売計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合（但し、連系線を利用しない場合に限る。）整合していない断面における調達計画及び販売計画の値をゼロにする。</p> <p>二 託送供給契約者又は発電契約者が本機関に対して提出する調達計画、販売計画及び連系線利用計画が、翌日計画の一又は複数の断面において整合していない場合 整合していない断面における調達計画及び販売計画の値を週間計画で容量登録された連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>三 翌日計画以降の連系線利用計画又は通告値が、送電可否判定又は連系線の混雑処理により変更された場合 関係する調達計画と販売計画の値を変更後の連系線利用計画と整合する値に変更する。</p> <p>四 <u>前日スポット取引</u>又は1時間前取引による約定が成立した場合 翌日計画以降の関係する販売計画及び調達計画の値を約定した取引量と整合する値に変更する。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>第10章 一般送配電事業者の系統運用等</p> <p>第1節 電力系統の運用</p> <p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 周波数及び電圧の状況 二 供給区域の需給状況 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況 四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況 五 電力設備の運転状況 六 流通設備に流れる潮流の状況 七 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項 <p>2 一般送配電事業者は、<u>小売供給を行う者が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力</u>（法第27条の26第2項により準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該<u>小売供給を行う者</u>に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開閉装置の操作による系統構成の変更 二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。） <p>2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機を保有する<u>発電契約者</u>間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>第10章 一般送配電事業者の系統運用等</p> <p>第1節 電力系統の運用</p> <p>(電力系統の監視)</p> <p>第152条 一般送配電事業者は、自らの供給区域における電力系統に関し、次の各号に掲げる事項を監視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 周波数及び電圧の状況 二 供給区域の需給状況 三 小売電気事業者の需要及び供給力の確保に関する状況 四 発電事業者の発電量及び発電余力に関する状況 五 電力設備の運転状況 六 流通設備に流れる潮流の状況 七 その他電力系統を安定的に運用するために必要な事項 <p>2 一般送配電事業者は、<u>小売電気事業者（登録特定送配電事業者を含む。以下本項において同じ。）</u>が、法第2条の12第1項に規定する必要な供給力（法第27条の26第2項により準用する場合を含む。）を確保していないと認められる場合、当該<u>小売電気事業者</u>に対して、供給力を確保するよう要請することができる。</p> <p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める（以下「潮流調整」という。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開閉装置の操作による系統構成の変更 二 一般送配電事業者が調整力として予め確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整（発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。） <p>2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備（但し、連系線は除く。）に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機を保有する<u>発電計画提出者</u>間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>

変更前(変更点に下線)							変更後(変更点に下線)						
第11章 地域間連系線の管理							第11章 地域間連系線の管理						
第2節 連系線の利用							第2節 連系線の利用						
(更新した連系線利用計画の提出)							(更新した連系線利用計画の提出)						
第200条 連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表11-1で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。							第200条 連系線利用者は、本機関が連系線の潮流を監視し、計画潮流を更新するため、次の各号に掲げる計画を別表11-1で定める断面毎の提出期限までに、本機関に提出しなければならない。 <u>但し、更新前の連系線利用計画から変更がない場合については、提出することを要さない。</u>						
一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画							一 作業停止計画の調整用に更新された連系線利用計画						
二 空容量算出用に更新された連系線利用計画							二 空容量算出用に更新された連系線利用計画						
2 連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。							2 連系線利用者は、翌日計画以降において、連系線利用計画を関係する調達計画及び販売計画と一致させなければならない。						
別表11-1 連系線利用計画の断面及び提出スケジュール													
対象期間	長期計画 (第3～ 第10年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画	対象期間	長期計画 (第3～ 第10年度)	年間計画 (第1～ 第2年度)	月間計画 (翌月～ 翌々月)	週間計画 (翌週～ 翌々週)	翌日計画	当日計画
断面 (※1)	各年度別の 最大時kW	日別(※2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時kW	日別(※2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時kW	30分ご とのkWh	30分ご とのkWh	30分ご とのkWh	断面 (※1)	各年度別の 最大時kW	日別(※2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時kW	日別(※2) の昼間帯、 夜間帯の最 大時kW	30分ご とのkWh	30分ご とのkWh	30分ご とのkWh
作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時	毎月5日 17時				作業停止計 画の調整用 に更新され た連系線利 用計画の提 出期限	毎年 1月15日 17時	毎年 12月20日 17時	毎月5日 17時			
空容量算出 用に更新さ れた連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時	毎月15日 17時	毎週火曜 日 17時 (※3)	受給日の 前日12 時 (※4)	原則とし て30分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1時間前	空容量算出 用に更新さ れた連系線 利用計画の 提出期限	毎年 3月10日 17時	毎年 3月1日 17時	毎月15日 17時	毎週火曜 日 17時 (※3)	受給日の 前日12 時 (※4)	原則とし て30分 ごとの実 需給の開 始時刻の 1時間前
(※1) 計画潮流及び空容量の単位							(※1) 計画潮流及び空容量の単位						
(※2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。							(※2) 「平日及び休日」単位で提出された計画は、本機関で「日別」単位に変換する。						
(※3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、 提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。							(※3) 提出期限や更新期限が休業日に当たり期限の調整が必要になる場合は、本機関が、 提出期限及び更新期限を定め、これを公表する。						
(※4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。							(※4) 受給日の前日が休業日の場合も含む。						

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>第2節 連系線の利用</p> <p>(空おさえの禁止)</p> <p>第202条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 業務規程別表<u>9</u>－3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えていたとき</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第2節 連系線の利用</p> <p>(空おさえの禁止)</p> <p>第202条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 業務規程別表<u>10</u>－3に定める計画潮流の断面の細分化に伴い、細分化後の計画断面において、容量登録している量が実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えていたとき</p> <p>五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第3節 連系線の長期的な容量確保</p> <p>(認定の対象とする契約)</p> <p>第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、<u>第1号及び第2号に掲げる契約については、将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点の空容量の範囲内で認定を受けることができる。</u></p> <p>一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。</p> <p>二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。</p> <p>三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。但し、<u>当該契約が継続しており、当該契約の当事者が当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担を行った場合に限る。</u></p> <p>(認定に係る最大電力)</p> <p>第211条 契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）は、認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <p>一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力</p> <p>二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力</p> <p>2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p>	<p>第3節 連系線の長期的な容量確保</p> <p>(認定の対象とする契約)</p> <p>第210条 電源投資の円滑化の観点から、連系線の容量を長期安定的に確保すべき契約として認定する契約は、次の各号に掲げる契約とする。なお、<u>将来の受給又は振替供給に係る契約であっても、認定時点における空容量又は当該連系線利用計画の計画潮流の範囲内で認定を受けることができる。</u></p> <p>一 長期固定電源に関する契約 原子力、水力（揚水式を除く。）又は地熱電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。</p> <p>二 自然変動電源に関する契約 風力又は太陽光電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約であること。</p> <p>三 連系線同時建設電源に関する契約 前各号に該当する電源のほか、連系線の新設又は増強にあわせて新設又は増設を行った電源から供給される電力の受給又は振替供給に係る契約（<u>業務規程第135条第2号イに定める供給先未定発電事業者等による連系線利用計画を含む。</u>）であること。但し、<u>当該電源から供給されることを前提に当該連系線の新設又は増強の費用の応分の負担が行われた部分に限る。</u></p> <p>(認定に係る最大電力)</p> <p>第211条 契約の認定に係る最大電力（以下「認定最大電力」という。）は、認定契約の契約書（契約書、合意書、申合書その他名称の如何を問わず契約内容を記載した書面をいう。以下同じ。）において定められた常時受電可能な電力の最大値（但し、一つの電源から発電された電気を複数の事業者が受電する場合は、契約書において当該事業者が常時受電可能な電力）から、次の各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p> <p>一 電源の定格出力を基準とし、発電所の所内電力、自家消費電力その他発電及び送電に伴い消費されるべき電力</p> <p>二 原子力電源の場合において、定格熱出力一定運転によって、定格出力を超える電力</p> <p>2 認定契約に関する契約書に常時受電可能な電力の値が定められていない場合又は契約書が締結されていない場合には、認定最大電力は、次の第1号又は第2号に掲げる値から前項各号に掲げる電力を考慮した値とする。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>一 供給計画に計上されている電力(供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定根拠となっている電力を含む。)</p> <p>二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力</p> <p>3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。</p>	<p>一 供給計画(供給先未定発電事業者等による連系線利用計画においては、第201条第2項各号に定める書類を含む。以下、本条及び次条において同じ。)に計上されている電力(供給計画上は明示されていなくとも、供給力の算定根拠となっている電力を含む。)</p> <p>二 過去の実績から高い蓋然性をもって受電することが見込まれる電力</p> <p>3 認定最大電力は、連系線の利用を希望する者が認定を求めた範囲を超えてはならないものとする。</p>
<p>第12章 作業停止計画の調整</p> <p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。</p> <p>一 公衆安全の確保 二 作業員の安全確保 三 電力設備の保全 四 作業停止期間中の供給信頼度 五 作業停止期間中の調整力 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化 十 電気供給事業者間の公平性の確保 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避</p> <p>2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び<u>発電契約者</u>間の公平性を考慮の上、<u>発電機</u>の出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電契約者</u>を選定しなければならない。</p>	<p>第12章 作業停止計画の調整</p> <p>(作業停止計画の調整における考慮事項)</p> <p>第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視するものとする。</p> <p>一 公衆安全の確保 二 作業員の安全確保 三 電力設備の保全 四 作業停止期間中の供給信頼度 五 作業停止期間中の調整力 六 作業停止期間中の一般送配電事業者の供給区域の供給力 七 需要の抑制又は停止を伴う作業停止計画における需要家の操業計画 八 発電の抑制若しくは停止又は連系線混雑の回避 九 作業停止期間の短縮及び作業の効率化 十 電気供給事業者間の公平性の確保 十一 複数の連系線の同時期の停止の回避</p> <p>2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び<u>発電計画提出者</u>間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる<u>発電機</u>を選定しなければならない。</p>
<p>第13章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの</p> <p>2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行う</p>	<p>第13章 系統情報の公表</p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて公表する。</p> <p>一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの</p> <p>2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。</p> <p>3 電気事業者は、業務規程第168条第3項に基づき、本機関から系統情報ガイドライン</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
ために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。	に基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報の提供を要請された場合は、遅滞なくこれに応じなければならない。
別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期	別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期

情報項目	公表の手段	公表時期
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度
(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)	同上	同上
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※2)	一般送配電事業者のウェブサイト	同上
(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日18時頃 当日：当日9時頃
(e) 需給関連情報(電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日(※3)の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(新設)	(新設)	(新設)
(f) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由(「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

- (※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。
 (※2) 系統情報ガイドラインによる。
 (※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。
 (※4) 公表する事項は、F I T法施行規則(平成24年6月18日経済産業省令第46号)」に準ずる。
 (注) 送電事業者は、(a)及び(b)のみを公表するものとする。但し、(a)については系統運用ルールを除く。

情報項目	公表の手段	公表時期
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度
(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)	同上	同上
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※2)	一般送配電事業者のウェブサイト	同上
(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日：翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日：当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日：翌日の供給電力 当日：当日の供給電力	同上	翌日：前日18時頃 当日：当日9時頃
(e) 需給関連情報(電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日(※3)の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(f) 需給関連情報(需給実績) ・供給区域の需要実績(1時間値) ・供給区域の供給実績(電源種別、1時間値)	同上	四半期毎
(g) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報(※4) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由(「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

- (※1) 最新の供給計画において記載されているものとする。
 (※2) 系統情報ガイドラインによる。
 (※3) 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。
 (※4) 公表する事項は、F I T法施行規則(平成24年6月18日経済産業省令第46号)」に準ずる。
 (注) 送電事業者は、(a)及び(b)のみを公表するものとする。但し、(a)については系統運用ルールを除く。

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合 (新設) <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</p>	<p>第14章 需要者スイッチング支援</p> <p>(同一供給地点におけるアンマッチの解消)</p> <p>第259条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合 二 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合 三 廃止中の供給地点において、電気を使用していることが明らかな場合にあって、電気の使用を開始した日と異なる日を再点日として、再点申込みがなされた場合 <p>2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。</p>
(新設)	<p><u>附則（平成28年月日）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u></p> <p><u>（需給関連情報（需給実績）の公表）</u></p> <p><u>第2条 一般送配電事業者は、別表13-1（f）に定める需給関連情報（需給実績）の公表については、一般送配電事業者において必要となるシステムの改修完了後から行う。</u></p>